

古瀬間墓園墓所貸付の御案内

1 申込資格

○ 申し込みできる方は、(1)～(3)の条件を全て満たす方です。

- (1) 豊田市に住所を有していること。
- (2) 申請者及び申請者の世帯員いずれも墓所の使用許可を受けていないこと。
- (3) 親族の遺骨を埋蔵する場所がなく、次のいずれかに該当すること。
 - ア 埋蔵・収蔵前の遺骨を所有し、かつ、埋火葬許可書等があること。
 - イ 改葬する遺骨があり、かつ、改葬許可証の発行が受けられること。(改葬は遺骨を全て移す場合のみであり、分骨での申込みはできません。)

2 貸付墓所

○ 貸付墓所の区画面積・永代使用料は下表のとおりです。

○ 募集区画については別途「貸付対象区画」を御確認ください。

区画面積		永代使用料 (円/区画)	区画面積		永代使用料 (円/区画)
(㎡)	間口×奥行		(㎡)	間口×奥行	
2.25	1.5m×1.5m	184,500	6	2.0m×3.0m	492,000
3	1.5m×2.0m	246,000	7.5	2.5m×3.0m	615,000
4	2.0m×2.0m	328,000	9	3.0m×3.0m	738,000
5	2.0m×2.5m	410,000	12	3.0m×4.0m	984,000

* 永代使用料は区画面積1㎡あたり、82,000円です。

* 区画面積は設計当初のものとなっておりますので、必ず現地確認の上で申込みください。

* 貸出区画に破損がある場合は、貸付決定後に市で補修し引渡します。

* 貸付後、野生動物や災害等による破損の補修は自己負担となります。

3 申込方法

申込期間	時間：午前9時00分～午後5時00分 ※令和6年度から随時受付に変更となります。
提出書類	(1) 古瀬間墓地公園墓所利用許可申請書 (2) 申請者本人の住民票 ※コピー可。ただし、申請者にてあらかじめ用意をお願いします。 原本と相違ないことを証明するため、署名していただきます。 (本籍地記載かつ世帯員すべての表示があり、発行日から3か月以内) (3) 次のいずれかの書類 ①：埋火葬許可書等(豊田市の場合「死体火葬許可書」)の写し ②：改葬の方は「埋蔵・収蔵証明書(原本)」 (現在利用している墓地の管理者(寺院・市役所等)に発行を依頼してください)
申込窓口	豊田市役所 都市整備部 公園緑地つかう課(本庁西庁舎3階北側) * 郵送や電子メール、インターネットでの申込みはできません。 * 申込状況の問い合わせは、公園緑地つかう課の窓口のみで行います。 * 申込み後、墓所の変更はできません。

4 墓所決定までの流れ

	月	火	水	木	金
1			申込受付		
2					
3			「利用許可書」「納付書」を送付		
4			※永代使用料を納付期限までに納入		

利用者は、常に墓所を清潔にし、他の利用者に迷惑を及ぼすことのないよう努めなければなりません。ルールを守らない場合は、利用許可が取り消され、墓所の原状復旧及び返還を命じられます。

古瀬間墓園現地でのお問い合わせ

事務所：古瀬間墓地公園管理事務所
 所在地：豊田市古瀬間町追手678
 電話番号：0565-88-0621
 開館時間：午前8時30分～午後4時30分
 休館日：12月28日～1月5日

古瀬間墓園墓所貸付に関するお問い合わせ

担当課：豊田市役所 都市整備部 公園緑地つかう課（本庁西庁舎3階北側）
 所在地：豊田市西町3丁目60番地
 電話番号：0565-34-6621（直通）
 開庁時間：午前8時30分～午後5時15分
 閉庁日：土日祝日、12月29日～1月3日